

# 消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料の改定のお知らせ

消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し、令和元年10月1日から引き上げることとしました。条例に定める改定後の使用料金は下表のとおりです。

## 松阪市総合運動公園施設使用料

### 改定前

総合運動公園多目的グラウンド使用料

使用区分			使用料		
			多目的グラウンドA	多目的グラウンドB	
グラウンド	市民が利用する場合	一般	1時間につき	1,080円	1,080円
		高校生以下	1時間につき	540円	540円
	市民以外が利用する場合		1時間につき	2,160円	2,160円
	入場料を徴する場合		1時間につき	4,320円	4,320円
照明	全点灯	市民が利用する場合	1時間につき	750円	750円
		市民以外が利用する場合	1時間につき	1,080円	1,080円
		入場料を徴する場合	1時間につき	2,160円	2,160円
	3分の2点灯	市民が利用する場合	1時間につき	540円	540円
		市民以外が利用する場合	1時間につき	750円	750円
		入場料を徴する場合	1時間につき	1,510円	1,510円

### 改定後

総合運動公園多目的グラウンド使用料

使用区分			使用料		
			多目的グラウンドA	多目的グラウンドB	
グラウンド	市民が利用する場合	一般	1時間につき	<b>1,100円</b>	<b>1,100円</b>
		高校生以下	1時間につき	<b>550円</b>	<b>550円</b>
	市民以外が利用する場合		1時間につき	<b>2,200円</b>	<b>2,200円</b>
	入場料を徴する場合		1時間につき	<b>4,400円</b>	<b>4,400円</b>
照明	全点灯	市民が利用する場合	1時間につき	<b>770円</b>	<b>770円</b>
		市民以外が利用する場合	1時間につき	<b>1,100円</b>	<b>1,100円</b>
		入場料を徴する場合	1時間につき	<b>2,200円</b>	<b>2,200円</b>
	3分の2点灯	市民が利用する場合	1時間につき	<b>550円</b>	<b>550円</b>
		市民以外が利用する場合	1時間につき	<b>770円</b>	<b>770円</b>
		入場料を徴する場合	1時間につき	<b>1,540円</b>	<b>1,540円</b>

総合運動公園多目的広場使用料

時間区分	使用料	
	多目的広場第1	
	全面貸し	半面貸し(A・B又はC・D)
午前8時30分から午後0時30分まで	1,080円	540円
午後1時から午後5時まで	1,080円	540円
午前8時30分から午後5時まで	2,160円	1,080円

上記の時間区分以外の時間で使用する時の使用料は、1時間(1時間に満たないときは1時間とみなす。)につき、多目的広場第1全面貸しの場合は**260円**、多目的広場第1半面貸しの場合は**130円**とする。

総合運動公園多目的広場使用料

時間区分	使用料	
	多目的広場第1	
	全面貸し	半面貸し(A・B又はC・D)
午前8時30分から午後0時30分まで	<b>1,100円</b>	<b>550円</b>
午後1時から午後5時まで	<b>1,100円</b>	<b>550円</b>
午前8時30分から午後5時まで	<b>2,200円</b>	<b>1,100円</b>

上記の時間区分以外の時間で使用する時の使用料は、1時間(1時間に満たないときは1時間とみなす。)につき、多目的広場第1全面貸しの場合は**280円**、多目的広場第1半面貸しの場合は**140円**とする。

※10月分以降の体育施設使用につきましては、令和元年9月30日までに納付される場合は現行の使用料となり、令和元年10月以降に納付される場合は新しい使用料となります。

問い合わせ＝(松阪市総合運動公園管理事務所 ☎0598-28-6757)